

消 防 特 第 197 号  
令和 5 年 10 月 27 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )

経済産業省産業保安グループ  
高压ガス保安室長

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制  
について (通知)

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (令和 5 年政令第 310 号) 及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件 (令和 5 年総務省・経済産業省告示第 2 号) が本日公布され、令和 5 年 10 月 28 日に石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第三百十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和四年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

別表中第三十二号を削り、第三十一号を第三十二号とし、第七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二を第七号とし、同表第三十七号中「春日出南三丁目、」を削り、「春日出中三丁目」の下に「春日出南三丁目」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同表第三地区の項中「第十二号から第十四号まで」を「第十三号から第十五号まで」に改め、同表第四地区の項中「第十五号及び第十六号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同表第五地区の項中「第十九号及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改め、同表第六地区の項中「第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号」を「第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号」に改め、同表第七地区の項中「第三十二号、」を削る。

## 理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、渥美地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区について区域の縮小を行う等の必要があるからである。

	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文	
○	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	2

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和五年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～六 (略) 七 (略) 八～三十一 (略) 三十二 (略) (削る)</p> <p>三十三～三十六 (略) 三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区 島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区西島五丁目、春日出中三丁目、春日出南三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～七十四 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和四年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～六 (略) 六の二 (略) 七～三十 (略) 三十一 (略) 三十二 渥美地区 愛知県田原市小中山町立馬崎、久工森及び一膳松の区域のうち主務大臣の定める区域 三十三～三十六 (略) 三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区春日出南三丁目、島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区西島五丁目、春日出中三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～七十四 (略)</p>

改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
区分	第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	第七地区	区分	第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	第七地区
区域	（略）	区域令別表第四号の三及び第九号から第十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号及び第二十号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域

○ 総務省 告示第二号  
経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年  
通商産業省  
自治省 告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和五年十月二十七日

総務大臣 鈴木 淳司

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

「一〇六 略」  
七〇四 〔略〕

十五 鹿島臨海地区

〔イ 略〕

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十六から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十二まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十六〇二十四 〔略〕  
二十五 富山地区

富山県富山市の次の区域

〔1〕 略

(2) 草島字亀田百二番地の四、百二番地の六から百二番地の八まで、百四番地の九、百四番地の十、二百四十一番地の二及び二百四十五番地の二、字鶴田一番地の一、字八重崎一番地及び二番地の一から二番地の三まで並びに字古川百二十九番地の一から百二十九番地の三まで、百二十九番地の六から百二十九番地の十八まで、百二十九番地の二十、百二十九番地の二十一、百三十七番地の一及び百三十七番地の二、古川字川原二十六番地の二から二十六番地の六まで、二十九番地の一から二十九番地の四まで、二百九番地の一から二百九番地の三まで、二百十番地の一から二百十番地の十一まで、二百十八番地から二百二十

「一〇六 同上」  
六〇二〇三三 〔同上〕  
十四 鹿島臨海地区

〔イ 同上〕

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十六から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十二まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十五〇二十三 〔同上〕  
二十四 富山地区

富山県富山市の次の区域

〔1〕 同上

(2) 草島字亀田百二番地の四、百二番地の六から百二番地の八まで、百四番地の九、百四番地の十、二百四十一番地の二及び二百四十五番地の二、字鶴田一番地の一、字八重崎一番地及び二番地の一から二番地の三まで並びに字古川百二十九番地の一から百二十九番地の三まで、百二十九番地の六から百二十九番地の十八まで、百二十九番地の二十、百二十九番地の二十一、百三十七番地の一及び百三十七番地の二、古川字川原二十六番地の二から二十六番地の六まで、二十九番地の一から二十九番地の四まで、二百九番地の一から二百九番地の三まで、二百十番地の一から二百十番地の十一まで、二百十八番地から二百二十

三番地まで、二百二十四番地の一及び二百二十四番地の二、四方北隼字野際千九十四番地の一、千九十四番地の二、千九十九番地の二、千三百三番地の二、千五百五番地の一、千五百五番地の五、千六百六番地の二、千二百二十三番地の三、千二百二十三番地の四、千三百三十番地、千三百三十番地の二、千三百三十番地の三、千三百三十七番地の二、千三百三十八番地の二、千四百十八番地の二、千六百六十二番地の二、千七百七十九番地の一から千七百七十九番地の五まで、千二百七番地、千二百七番地の二、千二百十八番地の二、千二百二十五番地の二、千二百三十八番地の二、千二百四十八番地、千二百四十八番地の二から千二百四十八番地の四まで、千二百六十番地の二、千二百七十四番地の二、千二百九十二番地の二、千三百二十一番地の二、千三百三十番地の一、千三百三十番地の三、千三百三十番地の四、千三百三十六番地の三、千三百四十番地の二、千三百四十五番地の二、千三百五十六番地の二、千三百五十六番地の三、千三百五十六番地の六、千三百六十八番地の三、千三百六十八番地の四、千三百六十八番地の七、千三百七十三番地の三、千四百三番地の二、千四百三番地の九、千四百三番地の十九、千四百四十二番地の一、千四百四十二番地の五、千四百四十二番地の十、千四百七十七番地の一から千四百七十七番地の四まで、千四百七十九番地の一及び千四百七十九番地の二並びに字畑直し千五百二十九番地の一、千五百二十九番地の三、千五百二十九番地の五、千五百二十九番地の六、千五百三十四番地、千五百三十四番地の二、千五百三十七番地、千五百三十七番地の二から千五百三十七番地の五まで、千五百四十一番地の一から千五百四十一番地の五まで、千六百六番地の二、千六百七番地の二、千六百七番地の三、千六百十二番地の一、千六百十二番地の二、千六百十二番地の四から千六百十二番地の六まで、千六百十六番地の一から千六百十六番地の四まで、千六百十七番地の一、千六百十七番地の三、千六百五十一番地、千六百七十七番地の二及び千六百七十七番地の四から千六百七十七番地の八まで並びに四方荒屋字沢田一番地の一から一番地の三まで、七十九番地の三から七十九番地の五まで、九十九番地の二、二百七十八番地の一、二百七十八番地の三、三百三十九番地の一から三百三十九番地の六まで、三百六十三番地、三百六十三番地の二、四百二番地、四百八番地の一、四百八番地の三、四百八番地の五及び四百八番地の七並びに字中坪割四百九十七番地の二十三、五百四十八番地の四、五百四十八番地の六から五百四十八番地の八まで、五百七十六番地の三、五百七十六番地の十三及び五百七十六番地の十四の区域

三十三～三十六 略

三十一

略

三番地まで、二百二十四番地の一及び二百二十四番地の二、四方北隼字野際千九十四番地の一、千九十四番地の二、千九十九番地の二、千三百三番地の二、千五百五番地の一、千五百五番地の五、千六百六番地の二、千二百二十三番地の三、千二百二十三番地の四、千三百三十番地、千三百三十番地の二、千三百三十番地の三、千三百三十七番地の二、千三百三十八番地の二、千四百十八番地の二、千六百六十二番地の二、千七百七十九番地の一から千七百七十九番地の五まで、千二百七番地、千二百七番地の二、千二百十八番地の二、千二百二十五番地の二、千二百三十八番地の二、千二百四十八番地、千二百四十八番地の二から千二百四十八番地の四まで、千二百六十番地の二、千二百七十四番地の二、千二百九十二番地の二、千三百二十一番地の二、千三百三十番地の一、千三百三十番地の三、千三百三十番地の四、千三百三十六番地の三、千三百四十番地の二、千三百四十五番地の二、千三百五十六番地の二、千三百五十六番地の三、千三百五十六番地の六、千三百六十八番地の三、千三百六十八番地の四、千三百六十八番地の七、千三百七十三番地の三、千四百三番地の二、千四百三番地の九、千四百三番地の十九、千四百四十二番地の一、千四百四十二番地の五、千四百四十二番地の十、千四百七十七番地の一から千四百七十七番地の四まで、千四百七十九番地の一及び千四百七十九番地の二並びに字畑直し千五百二十九番地の一、千五百二十九番地の三、千五百二十九番地の五、千五百二十九番地の六、千五百三十四番地、千五百三十四番地の二、千五百三十七番地、千五百三十七番地の二から千五百三十七番地の五まで、千五百四十一番地の一から千五百四十一番地の五まで、千六百六番地の二、千六百七番地の二、千六百七番地の三、千六百十二番地の一、千六百十二番地の二、千六百十二番地の四から千六百十二番地の六まで、千六百十六番地の一から千六百十六番地の四まで、千六百十七番地の一、千六百十七番地の三、千六百五十一番地、千六百七十七番地の二及び千六百七十七番地の四から千六百七十七番地の八まで並びに四方荒屋字沢田一番地の一から一番地の三まで、七十九番地の三から七十九番地の五まで、九十九番地の二、二百七十八番地の一、二百七十八番地の三、三百三十九番地の一から三百三十九番地の六まで、三百六十三番地、三百六十三番地の二、四百二番地、四百八番地の一、四百八番地の三、四百八番地の七まで、四百五十九番地の三及び四百五十九番地の四並びに字中坪割五百十五番地の三から五百十五番地の五まで、五百四十八番地の一、五百四十八番地の二、五百四十八番地の四から五百四十八番地の八まで、五百七十六番地の一、五百七十六番地の三、五百七十六番地の四、五百七十六番地の八から五百七十六番地の十まで、五百七十六番地の十三、五百七十六番地の十四、六百八十五番地の一、六百八十五番地の五及び七百六十一番地の三の区域

三十五～三十一 同上

三十一 渥美地区

愛知県田原市小中山町立馬崎三百八十二番二、四百八十二番四、五百八十五番二、千五十九番三、千二百四十二番七、千二百四十二番二十一及び千二百四十二番二十二、久工森一番二、一番五から一番七まで、一番十一、一番十二、一番十四、一番十六、三番二及び三番五並びに一膳松一番二及び一番九十一の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

三十三～三十六 略

三十三～三十六 同上

三十七 大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五十三、百五十一番の五十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百五十七、百五十一番の五百六十三から百五十一番の五百六十六まで、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二十二、三百八十九番の一及び四百八十五番、春日出南三丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋一丁目（準工業地域を除く。）、島屋二丁目の住友電気工業株式会社及び日本製鉄株式会社工場敷地、島屋五丁目（準工業地域を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。）、及び準工業地域を除く。）、桜島三丁目一及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔三十八〕五十三 略〕

五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕 略〕

(2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三（UBE工業道路本社助田線を除く。）、千九百七十八番地の一（UBE工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域）、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五から千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四から千九百七十八番地の百七まで、千九百七十九番地の九、千九百八十番地、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二（UBE工業道路本社助田線を除く。）、千九百八十七番地の五のうちUBE株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一

三十七 大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五十三、百五十一番の五十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百五十七、百五十一番の五百六十三から百五十一番の五百六十六まで、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二十二、三百八十九番の一及び四百八十五番、島屋一丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋二丁目の住友電気工業株式会社及び日本製鉄株式会社工場敷地、島屋五丁目（準工業地域を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。）、及び準工業地域を除く。）、桜島三丁目一及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔三十八〕五十三 同上〕

五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕 同上〕

(2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三（宇部興産工業道路本社助田線を除く。）、千九百七十八番地の一（宇部興産工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域）、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五から千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四から千九百七十八番地の百七まで、千九百七十九番地の九、千九百八十番地、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二（宇部興産工業道路本社助田線を除く。）、千九百八十七番地の五のうち宇部興産株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一

まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

〔3〕、〔4〕略

〔口略

〔五十五〇六十一 略

六十二 北九州地区

福岡県北九州市の次の区域

(1) 小倉北区末広二丁目十三番地、十四番地及び十九番地の一、浅野三丁目二番地の六百二十一から二番地の六百二十三まで、許斐町一番地の一、一番地の三、一番地の十三、二番地の一、二番地の三、四番地、五番地の一から五番地の五まで、七番地の一、七番地の二、八番地、九番地の一、十番地から十二番地まで、十三番地の二、十三番地の三、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地、十七番地の一、十七番地の二及び十八番地から二十七番地まで、東港二丁目三番地の一、三番地の二、三番地の四、三番地の五、三番地の九、三番地の十二、三番地の十六、四番地の一から四番地の三まで、四番地の五、四番地の六、四番地の八から四番地の十一まで、四番地の十三、四番地の十四、四番地の十六から四番地の二十まで、四番地の二十三、四番地の三十、四番地の三十一、四番地の三十三から四番地の三十六まで、四番地の四十四、四番地の四十五、四番地の四十九、四番地の五十一から四番地の五十三まで、四番地の五十九、四番地の六十及び四番地の六十二から四番地の六十五まで並びに西港町六十四番地の一、九十五番地の一から九十五番地の四まで、九十七番地の一から九十七番地の三まで及び千番七十の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2〕、〔4〕略

〔六十三〇七十四 略

の三十一まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

〔3〕、〔4〕同上

〔口同上

〔五十五〇六十一 同上

六十二 北九州地区

福岡県北九州市の次の区域

(1) 小倉北区末広二丁目一番地の百九十三、一番地の二百十四、一番地の二百十五、四番地の一、四番地の三、四番地の二十、五番地の一、五番地の二、七番地、十一番地から十四番地まで、十七番地の三、十七番地の四、十九番地の一及び二十六番地から三十番地まで、浅野三丁目二番地の六百二十一から二番地の六百二十三まで、許斐町一番地の一、一番地の三、一番地の十三、二番地の一、二番地の三、四番地、五番地の一から五番地の五まで、七番地の一、七番地の二、八番地、九番地の一、十番地から十二番地まで、十三番地の二、十三番地の三、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地、十七番地の一、十七番地の二及び十八番地から二十七番地まで、東港二丁目三番地の一、三番地の二、三番地の四、三番地の五、三番地の九、三番地の十二、三番地の十六、四番地の一から四番地の三まで、四番地の五、四番地の六、四番地の八から四番地の十一まで、四番地の十三、四番地の十四、四番地の十六から四番地の二十まで、四番地の二十三、四番地の三十、四番地の三十一、四番地の三十三から四番地の三十六まで、四番地の四十四、四番地の四十五、四番地の四十九、四番地の五十一から四番地の五十三まで、四番地の五十九、四番地の六十及び四番地の六十二から四番地の六十五まで並びに西港町六十四番地の一、九十五番地の一から九十五番地の四まで、九十七番地の一から九十七番地の三まで及び千番七十の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2〕、〔4〕同上

〔六十三〇七十四 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。